

生活保護法第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成16年6月30日

京都市長 榎本頼兼

医療機関指定（病院・診療所・歯科・薬局）

名 称	所 在 地	指定年月日
(医) 社団恵心会 京都武田病院	下京区西七条南衣田町11	平成16年4月1日
(医) 一坂整形外科医院	北区紫竹上梅ノ木町27番地	平成16年5月12日
たかぎクリニック	中京区蛸薬師通烏丸東入一蓮社町306 サンランタン2階A室	平成16年6月1日
すずき かもがわクリニック	下京区四条通寺町東入2丁目御旅町39番 シカタビル7F	平成16年6月1日
大西皮膚科クリニック	左京区高野西開町55 タカノビル2F	平成16年6月1日
金井クリニック	伏見区淀池上町151番地19	平成16年6月1日
ファミリー小児矯正歯科	上京区中立売通裏門東入ル多門町434	平成16年5月1日
あきら歯科	伏見区竹田段ノ川原町29-1	平成16年5月1日
七条みなみ薬局	下京区西七条南西野町46サンウエストく ら1F	平成16年6月1日
オーツカ北山薬局	左京区下鴨北野々神町24-4	平成16年4月30日
あゆみ調剤薬局	西京区川島六ノ坪町63番地2 バンブー シュート洛西口II1F	平成16年6月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)